

自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人妻及びその夫である被相続人（申立人らが相続）について、①首都圏の親族宅へ繰り返し避難を行った際の交通費に関し、平成２３年分は、全５回の往復の交通費の賠償が認められ、平成２４年分は、同年６月頃、被相続人が原発事故の影響を懸念して首都圏で手術を受けたことを考慮して、同月頃まで３回にわたって入通院をした際の往復の交通費の賠償が認められるとともに、②家庭菜園の放射性物質による汚染から野菜の栽培を断念したために負担した生活費増加費用（自家消費野菜）に関し、平成２３年３月分から平成２７年３月分まで月額３０００円の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X１、同X２及び同X３（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

１ 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

２ 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、別紙記載の和解金合計８３万円の支払義務があることを認める。

３ 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が、申立人らに対し、前項の金員のうち４０万円を支払済みであることを確認する。

４ 支払方法

（省略）

５ 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

ア 亡A（以下「被相続人」という。）が令和３年１月○日に死亡し、申立人X１、同X２及び同X３が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。

イ 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること。

６ 清算

申立人らと被申立人は、第１項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年1月21日

（仲介委員 脇 奈穂子）

別紙

損害項目	期間	和解金
避難費用 生活費増加費用	平成 23 年 3 月 11 日から 平成 24 年 6 月 30 日まで	483,000 円
自家消費野菜	平成 23 年 3 月 11 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで	147,000 円
精神的損害 (中間指針第五次追補の第 3)	平成 23 年 3 月 11 日から 平成 23 年 12 月 31 日まで	200,000 円
和解金合計		830,000 円